

平成30年度再資源化等業務に関する事業報告書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施した。

平成30年度においては、特に地方公共団体(以下「地方自治体」という。)のためのセーフティネット機能を強化するため、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有・情報提供等の支援を実施した。

II 事業内容

平成30年度に再資源化等業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、特定自動車製造業者等(年間製造・輸入台数が1万台以下の自動車製造業者等)32社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成30年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で15,325台分、0.6億円の委託料金等収入を収受した。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者または輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者が確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成30年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で17,418台分、1.4億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表した。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離

島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を実施した。

平成30年度は定常的な取組みにより、86市町村に対し、24, 504台分、1. 1億円の出えんを実施した。

また、本業務において、その他以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により9市町村の個別課題の有無を確認し、助言や現地における意見交換等の支援を実施した。
- (2) その他、市町村が実施する当該事業の周知への協力要請に応じて、周知ポスター及び周知チラシを38市町村に配布した。
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、現地の事業ニーズを確認するなど、市町村の担当者と意見交換等の支援を実施した。
- (4) 平成30年度に申請のあった86市町村のうち、22市町村の申請証憑確認を実施し、事務精度を確認した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方自治体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を毎年地方自治体に周知しているものの、平成30年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方自治体はなかった。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方自治体に向けたその他の協力事項として以下を実施した。

- (1) 地方自治体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施した。
- (2) 不法投棄・不適正保管の残存事案および新規事案について、現地調査及び情報の整理を行い、事案の解消に向けた意見交換を実施した。
- (3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成30年度は平成29年度に引続いて以下の取組みを実施した。
 - ① 地方自治体のニーズを踏まえて既存の不法投棄等対策支援を拡充するため、国は平成29年度より地方自治体に向けたモデル事業の検討を進めている。当部は地方自治体における当該モデル事業へのニーズ等を整理して、国への情報提供等を実施した。
 - ② 地方自治体の担当者に不法投棄・不適正保管事案の解消に向けた知見を提供するため、基礎的な知見の習得を目的とする「自治体担当者基礎知識研修」(座学研修)を全国8ブロックで、また、より実践的な知見の習得を目的とする「ステップアップ現場研修」(実地研修)を全国4ブロックで実施した。

5. 地方自治体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方自治体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。

平成30年度は、4号業務で出えんがなかったことから、5号業務の実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方自治体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。

平成30年度は、地方自治体その他の者からの要請がなく、実績はなかった。

7. 大規模災害対応(2号業務)

災害発生時の地方自治体の対応の円滑化に向け、平成30年度は平成29年度に引続き環境省と連携し、被災自動車の処理円滑化に資する手引書・事例集等による情報提供・啓発や体制整備、処理計画の策定等の支援を実施した。

また、新たな取組みとして、災害時に発生する番号不明被災自動車の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、地方自治体に協力することを目的に、環境省による「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」に参画した。

なお、平成30年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成31年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上